

新宿区 中小企業向け

制度融資のご案内

令和 8 年 4 月～

新宿区中小企業向け制度融資とは

新宿区の中小企業向け制度融資は、区内中小企業者の皆さんが必要な事業資金を低利で受けられるように、取扱金融機関に対して融資のあっせんをする制度です。金融機関等の審査を経て融資が決定した場合、区から利子補給や信用保証料の補助（一部の資金を除く）を受けることができます。なお、融資実行の可否は金融機関が決定します。

面談は
予約制です

▲ ▲ ▲
(オンライン・電話予約)
詳細はP7参照

本制度を利用できる中小企業者等（基本 3 要件）

- (1) 法人は、次の要件をいずれも備えていること
 - ①区内に本店（営業の本拠、以下同じ）があり、区内で同一事業を引き続き 1 年以上営業しており、かつ本店登記が登記日から 1 年以上区内にあること
 - ②本店と本店登記が区内の同一所在地にあること
- (2) 個人は区内に事業所（営業の本拠、以下同じ）があり、区内で同一事業を引き続き 1 年以上営業していること（個人事業主で区内在住 1 年以上の場合は東京都内の事業所も可）

※ (1)、(2)とも、1 期以上確定申告を行っていて、面談時に納税証明書等を提出できることが条件となります。
※ 利用する事務所がコワーキングスペース等である場合は、事務所として常時使用できることが必要です。
「登記のみ」や「郵便受取のみ」で契約するバーチャルオフィス、都度払いで座席を利用する契約の事務所は対象外（個人事業主で区内在住 1 年以上の場合を除く）です。面談での聞き取りのほか、契約書等で確認する場合があります。
- 2 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
※ 許認可・届出等を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。
- 3 住民税、事業税を滞納していないこと

※ 融資の種類によって要件が異なります。1～6 ページの「融資の対象者」をご覧ください。

個人は従業員数、法人は資本金が従業員数のいずれか一方が下記の表に該当することが必要となります。（会社役員、家族従業員は従業員数には入りません）

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、不動産業 その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業・飲食業	5,000 万円以下	50 人以下
医療法人等	—	300 人以下

※ 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営んでいるか、その構成員の 3 分の 2 以上が保証対象事業を営んでいること
※ NPO 法人の場合、資本金の概念がないことから、従業員数が該当していればご利用いただけます。

1 新宿区中小企業向け融資一覧 (令和8年4月～)

融資の種類		資金使途	借換	貸付限度額	金利(固定)	金利本人負担	金利区負担	貸付期間(うち据置期間)	融資の対象者	信用保証料の補助	返済方法
一般融資	商工業資金	運転資金	■ 運転資金	1,500万円	2.1%以下	2.1%以下	なし	7年以内(6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当する中小企業者	1/2補助 (上限26万円)	元金均等月賦返済または期日一括返済 (期日一括返済の場合の貸付期間は6か月以内)
		運転設備資金	■ 運転・設備資金の併用	2,000万円				9年以内(6か月以内)			
		設備資金	■ 設備資金	2,000万円				注1			
	小規模企業資金	■ 運転・設備資金	750万円	2.1%以下	0.7%以下(貸付金利の1/3)	1.4%以下(貸付金利の2/3)	6年以内(6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ従業員の数が20人(卸売業・小売業・サービス業注2は5人)以下等、中小企業信用保険法で定める小規模企業者(P8「利用の制限について」参照)のいずれかに該当すること	1/2補助 (上限26万円)		
	小規模企業特例資金(小口)	■ 運転・設備資金	2,000万円	2.1%以下	1.05%以下(貸付金利の1/2)	1.05%以下(貸付金利の1/2)	6年以内(6か月以内)	次の(1)~(3)の条件をすべて満たす者 (1) 表紙記載の基本3要件に該当すること (2) 従業員の数が20人(卸売業・小売業・サービス業注2は5人)以下等、中小企業信用保険法で定める小規模企業者(P8「利用の制限について」参照)のいずれかに該当すること (3) 今回申請する融資の保証額を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が、2,000万円以下であること ※本資金は全国統一の保証制度に準拠したもので東京信用保証協会が信用リスクを100%保証します。 ※NPO法人は、医業を主たる事業としている場合を除き、対象外です。	[都] 1/2補助 (上限なし)		
	経営応援資金	■ 運転・設備資金	500万円	2.1%以下	1.05%以下(貸付金利の1/2)	1.05%以下(貸付金利の1/2)	5年以内(6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ申込月の直近3か月間または6か月間における売上高または営業利益が前年同期と比較して減少している中小企業者	1/2補助 (上限26万円)		
	店舗改装資金	■ 店舗の内装・外装の工事	1,500万円	2.1%以下	1.05%以下(貸付金利の1/2)	1.05%以下(貸付金利の1/2)	8年以内(6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、小売業・サービス業等の店舗を有しており、当該事業を主たる事業注3として区内で引き続き1年以上営んでいる中小企業者	1/2補助 (上限26万円)		
	商工業年末特別資金	■ 年末時の運転資金	300万円	2.0%以下	1.0%以下(貸付金利の1/2)	1.0%以下(貸付金利の1/2)	11か月以内(1か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当する中小企業者 申込み受付期間：10月1日～11月30日	全額補助		
債務一本化資金	■ 区制度融資の既存債務返済 ■ 運転・設備資金	2,000万円	2.1%以下	1.05%以下(貸付金利の1/2)	1.05%以下(貸付金利の1/2)	10年以内(据置なし)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ次の(1)~(5)の条件を全て満たす中小企業者 (1) 一本化するすべての対象債務が新宿区の制度融資であること(小規模企業特例資金(小口)を除く) (2) 一本化するすべての対象債務が東京信用保証協会の保証付きであること (3) 一本化する対象債務が2本以上あること(1本のみの債務の借換は不可) (4) 一本化するすべての対象債務について、約定返済(元金返済)を12回以上継続して行っていること(延滞や据置が発生した場合は、その後の最初の償還から約定返済を12回以上継続して行っていること) (5) 一本化することにより、月々の元金返済負担額が現在より減少すること	1/2補助 (上限40万円)	元金均等月賦返済		

※運転資金とは…商品・原材料の仕入れ、人件費の支払いなど
設備資金とは…機械・車両の購入、工場・店舗の建築など
(注意) 設備資金の場合、支払いが融資の実行後となること前提となります。
※生活資金、納税資金、投機資金は対象となりません

注1 借換可能な既存債務は同資金に限り、また借換のみの申込みはできません。
注2 サービス業の内、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業、宿泊業、娯楽業、旅館業は20人以下となります。
注3 「主たる事業」とは、最近12か月の売上高構成比の中で一番高い業種となります。(業種別に売上高構成比の確認資料が別途必要になります)

融資の種類		資金用途	借換	貸付限度額	金利(固定)	金利本人負担	金利区負担	貸付期間(うち据置期間)	融資の対象者	信用保証料の補助	返済方法										
創業等融資	創業資金	創業時の 運転・設備資金	—	2,000万円 (条件により限度額が変わります。 「融資の対象者」をご覧ください。)	2.1% 以下	0.2% 以下	1.9% 以下	7年以内 (12か月以内)	融資実行のとき、次の(1)~(4)のいずれかの条件を満たし、東京信用保証協会の保証対象業種の事業を営み、住民税・事業税を滞納していない者。法人の場合は、本店(営業の本拠)と本店登記を区内の同一所在地に置くこと。個人の場合は、事業所(営業の本拠)を区内に置くこと(区内在住1年以上の場合は東京都内の創業も可)。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現在、事業主ではなく、法人または個人で創業しようとする者</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 分社化しようとする者(分社化を計画している親会社への融資)</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人または個人で創業し、5年未満の者</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 分社化により創業し、5年未満の者(分社化した子会社への融資)</td> <td>2,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	条件	貸付限度額	(1) 現在、事業主ではなく、法人または個人で創業しようとする者	1,000万円	(2) 分社化しようとする者(分社化を計画している親会社への融資)	1,500万円	(3) 法人または個人で創業し、5年未満の者	2,000万円	(4) 分社化により創業し、5年未満の者(分社化した子会社への融資)	2,000万円	1/2補助 (上限 26万円)	元金均等月賦返済
	条件	貸付限度額																			
(1) 現在、事業主ではなく、法人または個人で創業しようとする者	1,000万円																				
(2) 分社化しようとする者(分社化を計画している親会社への融資)	1,500万円																				
(3) 法人または個人で創業し、5年未満の者	2,000万円																				
(4) 分社化により創業し、5年未満の者(分社化した子会社への融資)	2,000万円																				
技術・事業革新資金	技術・事業革新のための 運転・設備資金	—	1,500万円	2.1% 以下	融資の対象者(1)の場合は 0.7% 以下 (貸付金利の1/3) (2)(3)の場合は 1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	融資の対象者(1)の場合は 1.4% 以下 (貸付金利の2/3) (2)(3)の場合は 1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	6年以内 (6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ次の(1)~(3)いずれかに該当する中小企業者 (1) 技術・事業革新…中小企業等経営強化法の承認等を受けた事業を行う者(事業計画の実施に必要な資金に限る) (2) 事業転換(計画段階または転換後1年未満の者) 現在行っている事業の売上(生産・取引額)の一部または全部を廃止・縮小し、転換先の事業が転換後2年以内に全売上高の3分の1以上を占める事業を行おうとしている者、または行っている者 (3) 事業多角化(計画段階の者) 新たな事業が、多角化後2年以内に全売上高の1割以上見込める者	1/2補助 (上限 26万円)												
政策融資	環境保全資金	運転・設備資金 (融資の対象者(1),(2)) 環境保全等のための 運転・設備資金 (融資の対象者(3))	—	500万円	2.1% 以下	0.7% 以下 (貸付金利の1/3)	1.4% 以下 (貸付金利の2/3)	5年以内 (6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ次の(1)~(3)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 再生可能エネルギー電力等への切り替え(再生可能エネルギー比率は問わない)を実施している者 (2) 融資紹介申込年度に「クレジット取引を行った者」 (3) 区内に環境の保全・改善の対象となる施設等を有しており、本資金の用途がアスベスト等の公害対策、東京都指定低公害車・低燃費車 ^{注1} の購入、顧客のための受動喫煙防止装置の購入、バリアフリー化への対応等のいずれかに該当する者	全額補助	元金均等月賦返済または期日一括返済 (期日一括返済の場合の貸付期間は6か月以内)										
	ワーク・ライフ・バランス企業 応援資金	運転・設備資金	—	500万円	2.1% 以下	0.7% 以下 (貸付金利の1/3)	1.4% 以下 (貸付金利の2/3)	5年以内 (6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に基づき、同申請書を新宿区(男女共同参画課)に受理された中小企業者、または「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「一般事業主行動計画」を策定し、厚生労働省(東京労働局雇用環境・均等部)に届け出た中小企業者 ※「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」の申請の取下げ、認定の取消等があった場合、利子補給は中止されます。 ※「一般事業主行動計画」の計画期間が満了している場合は利用できません。	全額補助											
	情報技術 活用促進資金	IT化のための 情報関連機器等の 運転・設備資金	—	500万円	2.1% 以下	0.7% 以下 (貸付金利の1/3)	1.4% 以下 (貸付金利の2/3)	5年以内 (6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当する中小企業者 ※運転資金の場合は、導入時に一時的に必要となる運転資金に限りです。	1/2補助 (上限 26万円)											
	振興資金 地場産業	運転資金	運転資金	—	1,000万円				6年以内 (6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、染色業または印刷・製本関連業を主たる事業 ^{注2} として区内で引き続き1年以上営んでいる中小企業者 ※制度融資上の印刷・製本関連業 印刷、製版、製本、断裁、折り本、のり付け等の印刷・製本に直接関連した加工を行う業種(印刷ブローカー、出版、デザイン、紙加工品等の業種は該当しません)		1/2補助 (上限 26万円)									
		運転設備資金	運転・設備資金 の併用	—	1,500万円	2.1% 以下	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)													
設備資金		設備資金	—	1,500万円				8年以内 (6か月以内)													

※運転資金とは…商品・原材料の仕入れ、人件費の支払いなど
設備資金とは…機械・車両の購入、工場・店舗の建築など
(注意) 設備資金の場合、支払いが融資の実行後となること前提となります。
※生活資金、納税資金、投資資金は対象となりません

注1 東京都指定低公害車・低燃費車は下記のページより確認してください。
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/use.html>
注2 「主たる事業」とは、最近12か月の売上高構成比の中で一番高い業種となります。
(業種別に売上高構成比の確認資料が別途必要)



融資の種類		資金用途	借換	貸付限度額	金利(固定)	金利本人負担	金利区負担	貸付期間(うち据置期間)	融資の対象者	信用保証料の補助	返済方法	
商店街融資	商店会 共同事業資金	中元・年末売出等のための資金	—	200万円 250万円	金融機関 所定金利	所定金利 から 区負担を 引いた 金利	1.0% 以下 (貸付金利の1/2)	5月 ～ 9月 10月 ～ 2月	区内の商店会及び商店街振興組合	補助なし	期日一括返済	
	商店街空き店舗 活用支援資金	空き店舗を借りて 創業する時または 新たに店舗・ 事務所を開設 する時の運転・ 設備資金	—	2,000万円	2.1% 以下	なし	2.1% 以下	8年以内 (12か月以内)	<p>現在、事業主でなく、これから創業しようとする者で次の(1)～(3)の条件をすべて満たす者</p> <p>(1) 3ページの「創業資金」の対象者であること</p> <p>(2) 区内の商店街にある空き店舗を借りて創業すること</p> <p>(3) 区長の認める商店会もしくは商店街振興組合に加入、または加入の申込みをしていること</p> <p>個人または法人で創業し、5年未満の者で次の(1)～(3)の条件をすべて満たす者</p> <p>(1) 3ページの「創業資金」の対象者であること</p> <p>(2) 区内の商店街にある空き店舗を借りて新たに店舗を出店・事務所を開設すること</p> <p>(3) 区長の認める商店会もしくは商店街振興組合に加入、または加入の申込みをしていること</p> <p>次の(1)～(3)の要件をすべて満たす中小企業者</p> <p>(1) 表紙記載の基本3要件に該当し、かつ不動産賃貸業を区内の商店街で引き続き1年以上営業していること</p> <p>(2) 区内の商店街に、対象となる空き店舗を所有していること(時間貸し等を除く)</p> <p>(3) 区内の商店会もしくは商店街振興組合に加入、または加入の申込みをしていること</p>	<p>空き店舗とは</p> <p>区内の商店街にある1か月以上商業活動を行っていない店舗・事務所(倉庫等は不可)のことをいいます。当該資金は親族、生計同一者等に空き店舗を借りる場合または貸す場合は利用できません。</p> <p>新宿区商店街空き店舗検索サイトのご案内</p> <p>新宿区では区内商店街にある空き店舗について下記の検索サイトより情報提供しています。</p> <p>商店街空き店舗活用支援資金を利用の際に活用できます。(業種や場所によっては商店会に加入できない場合があります)</p> <p>http://shinjuku-akitenpo.info/</p> 	全額補助	元金均等月賦返済
	魅力ある商店街 づくり資金	商店街の整備 及び活性化の ための資金	—	2,000万円	2.1% 以下	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	7年以内 (6か月以内)	区内の商店会及び商店街振興組合 ※カラー舗装、街路樹、案内板及び街路灯設置等の共同事業資金に限ります。	補助なし	元金均等月賦返済または期日一括返済 (期日一括返済の場合の貸付期間は6か月以内)	

※中小企業団体事業資金(事業協同組合等を対象とする融資)については産業振興課にお問い合わせください。

※運転資金とは…商品・原材料の仕入れ、人件費の支払いなど
設備資金とは…機械・車両の購入、工場・店舗の建築など
(注意) 設備資金の場合、支払いが融資の実行後となることが前提となります。

※生活資金、納税資金、投機資金は対象となりません

2 融資あっせんの申込みから融資実行後までの流れ

申込みについて

融資あっせんの申込み

- ①申込書(新宿区 HP からダウンロード可)に必要な事項を記入し、その他必要書類(9、10 ページ参照)をそろえます。
 - ②面談の予約をします。(オンラインまたは電話で予約)
 - ③予約した日時に、必要書類をすべて持って面談を受けます。(必要書類に不備があると再面談になる場合があります)
- ②面談終了後、紹介状を受け取り、1か月以内に借入希望金融機関(制度融資取扱金融機関<11 ページ参照>)に行き、融資の申込みをします。

創業資金、技術・事業革新資金、商店街空き店舗活用支援資金の申込みを希望される方へ

上記資金については、複数回面談を受けていただきます。申込みには、各資金専用の申込書等(産業振興課で配布しているほか、区 HP からダウンロードが可能です)が必要です。



区の面談について(予約制、当日予約不可)

予 約 先: 電話予約 産業振興課 03-3344-0702

オンライン予約 一般融資等



創業資金、商店街空き店舗活用支援資金(借主)

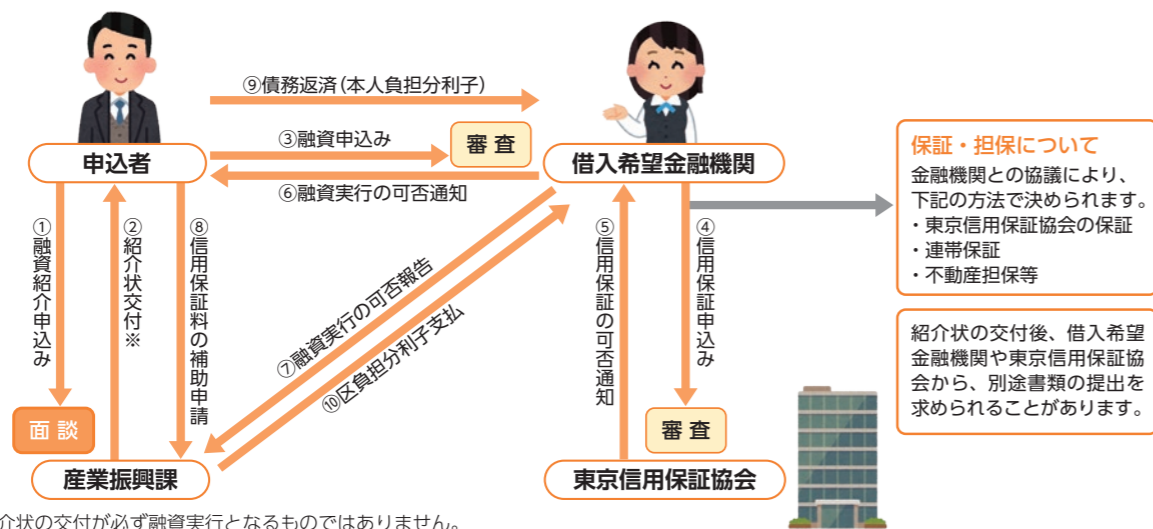


※債務一本化資金、技術・事業革新資金、地場産業振興資金、商店会共同事業資金、商店街空き店舗活用資金(空貸)、魅力ある商店街づくり資金は電話予約のみとなります。

面談場所: 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿(区立産業会館)4階 産業振興課 (新宿区役所本庁舎ではありません)

面談日時: 月～金曜日(祝日等を除く)9時～12時、13時～16時(面談は1時間です)

※債務一本化資金、創業資金、技術・事業革新資金、商店街空き店舗活用支援資金の面談は2時間です。



※紹介状の交付が必ず融資実行となるものではありません。

東京信用保証協会とは

東京信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる際に、保証人となって企業の信用力を補完することにより、中小企業者の借入れを容易にし、金融の側面から支援する公的機関です。個々の保証に際しては、申込者の資金の使途、返済能力等を総合的に判断して信用保証の可否や保証金額を決定します。

※全ての業種が東京信用保証協会の保証対象業種ではありません

責任共有制度とは

平成19年10月より東京信用保証協会の信用保証に「責任共有制度」が導入されました。中小企業者が事業資金を借入れる際に原則として東京信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で信用リスクを負担します。ただし、小規模企業者に対する少額の融資(小規模企業特例資金)等は、東京信用保証協会が信用リスクを100%保証します。

【問い合わせ先】 東京信用保証協会 新宿支店 TEL03-3344-2251

融資実行後について

利子補給

- ①利子補給のある資金の融資を受けた事業者は区の負担分を除いた利子を金融機関に支払います。区は金融機関へ区負担分の利子を支払います。融資を受けた事業者から区への手続きは不要です。
- ②区は各資金の貸付期間を限度として利子補給を行います。次の場合は利子補給を中止します。(利子補給中止要件に該当した場合、その理由を解消しても利子補給は再開されません。また、利子補給金に過払いが発生した場合、金融機関から過払金の請求があります)

利子補給中止要件

- | | |
|---------------------------------|---|
| ①事業を休業または廃止したとき | ⑦代位弁済があったとき |
| ②法人の場合は本店、本店登記を区外に移したとき | ⑧ワーク・ライフ・バランス推進企業の申請の取下げ、認定取消等があったとき(ワーク・ライフ・バランス企業応援資金の場合) |
| ③法人の場合は、本店と本店登記が同一の所在地ではなくなったとき | ⑨暴力団員等に該当したとき |
| ④個人の場合は、事業所、住民登録をいずれも区外に移したとき | ⑩区が補助金の返還を命じた場合において、返還期限を超えてもなお、これを返還しないとき |
| ⑤申込み内容に誤りがあったとき | ⑪区が求める調査等に応じないとき |
| ⑥繰上完済をしたとき | ⑫その他区長が必要と認めたとき |

- ③利子補給中止日以降も債務返済がある場合は、事業者が本人負担分と区負担分を合わせた利子を金融機関に支払います。

信用保証料の補助

- ①新宿区制度融資を利用して、東京信用保証協会の保証付きの融資を受けた場合、信用保証料補助の対象となります。
 - ※一部対象外の資金があります。 ※信用保証料を分割して東京信用保証協会へ支払った場合は、信用保証料補助の対象外となります。また、条件変更により支払った変更保証料も補助の対象外となります。 ※区外へ移転した場合は、補助の対象外となります。
- ②信用保証料の補助を受けるためには次のものをそろえ、信用保証料の支払いから5年以内に産業振興課で申請手続きをしてください。
 - ①信用保証料支払証明書(借入先金融機関で発行)
 - ②信用保証料補助金の振込先口座情報(通帳またはその写し等)
 - ※上記のほか、所在地、社名(屋号)、代表者名等のゴム印をお持ちいただくと便利です。
- ③信用保証料補助金の申請後、振込までは2か月程度かかります。

◆信用保証料補助金の返還について

東京信用保証協会を利用して融資を受けた場合、繰上償還等を行うと東京信用保証協会から信用保証料が返戻される場合があります。新宿区から信用保証料補助を受け、繰上償還等により信用保証料が返戻された場合、区の補助した割合に応じて信用保証料補助金を返還していただきます。返還金が発生した場合は産業振興課から返還方法等について連絡します。

返還が行われない場合、お支払いいただくまで、新宿区制度融資の利用はできません。また、別に制度融資の債務がある場合は、利子補給を中止します。

◆小規模企業特例資金(小口)を利用した場合の信用保証料補助について

小規模企業特例資金(小口)を利用した場合の信用保証料補助については、東京都が行います。信用保証料支払時点で補助額が差し引かれるため、信用保証料補助の申請は不要です。

利用の制限について

- ①各資金の利用限度額等について
 - ①地場産業振興資金、店舗改装資金、商店街空き店舗活用支援資金(不動産賃貸業者向け)、技術・事業革新資金、魅力ある商店街づくり資金の追加融資については、各資金の借入額の半額以上を返済していることが必要となります。
 - ②①で記載の資金以外について、既存借入れ残高がある場合は、各資金の貸付限度額と残高の差引金額が申込み可能額となります。
 - ③創業資金、商店街空き店舗活用支援資金(創業者向け)は、いずれか一方を1回のみ利用となります。
- ②小規模企業資金及び小規模企業特例資金(小口)については、以下①～⑥の中小企業信用保険法で定める小規模企業者の方のみご利用いただけます。
 - ①常時使用する従業員の数が20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下の小規模企業者
 - ②東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合、またはその組合員の3分の2以上が東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合
 - ③組合員の数が20人以下の企業組合
 - ④常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合
 - ⑤常時使用する従業員の数が20人以下の医療法人等(個人事業主として医業を行っている場合は、従業員数が5人以下の事業所に限ります)
 - ⑥その他、政令で定める事業を営む者
- ③融資あっせん後、実行についての可否報告が区にされていない場合、新たな融資の紹介はできません。

3 お申込みに必要な書類

※状況に応じて、下記以外についても書類の提出を求める場合があります。

※必要書類に不備があると再面談になる場合があります。

法人		
チェック	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/> 制度融資紹介申込書	本パンフレットの最終ページ ※新宿区 HP からダウンロード可
2	<input type="checkbox"/> 法人事業税の納税証明書	都税事務所が発行 ※発行日より3か月以内のもの ※法人税確定申告書の申告年度と対応したもの ※非課税の場合でも必要
3	<input type="checkbox"/> 代表者の住民税の納税証明書 ※証明年度については10ページ「住民税の納税証明年度表」を参照	住所地の区役所等で発行 課税証明書不可 滞納がないことの証明書不可 ※非課税の場合は非課税証明書が必要 ※複数代表・連帯債務の場合は各人分必要 ※税額等が記載されており、納付期日までの納付が確認できるものが必要 ※納税証明書のみで完納の確認がとれない場合は、領収書等が必要になることがあります。 ※発行日より3か月以内のもの
4	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 (法人の登記簿謄本)	法務局出張所で発行 現在事項全部証明書では不可 ※発行日より3か月以内のもの
5	<input type="checkbox"/> 法人税確定申告書 (別表すべて) と決算書 (勘定科目内訳書を含む) の全ページのコピー 1部	※電子申告をしている方は「法人税のメール詳細 (又は受信通知)」をあわせて添付 ※書面申告をしている方は、税務署へ確定申告提出時に配布されるリーフレット (申告書等を収受した日付等が印字されたもの) をあわせて添付 (12ページQ&AのA3も参照) ※直近の1期分まで可
6	<input type="checkbox"/> 試算表のコピー 1部 (貸借対照表及び損益計算書)	決算後、6か月を超えた場合はその後の試算表が必要 (決算の翌月から申込月の前月または前々月までの累計がわかるもの)
7	<input type="checkbox"/> 見積書のコピー ※資金使途に設備資金を含む場合のみ、有効期間内の見積書が必要	※宛名が法人名でないものは不可 ※請求書、契約書でも可 ※有効期間の記載がない場合、発行日から1か月間とする ※支払済のものは融資対象外

個人		
チェック	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/> 制度融資紹介申込書	本パンフレットの最終ページ ※新宿区 HP からダウンロード可
2	<input type="checkbox"/> 個人事業税の納税証明書	都税事務所が発行 ※発行日より3か月以内のもの ※非課税の場合は不要
3	<input type="checkbox"/> 代表者の住民税の納税証明書 ※証明年度については10ページ「住民税の納税証明年度表」を参照	住所地の区役所等で発行 課税証明書不可 滞納がないことの証明書不可 ※非課税の場合は非課税証明書が必要 ※共同名義・連帯債務の場合は各人分必要 ※税額等が記載されており、納付期日までの納付が確認できるものが必要 ※納税証明書のみで完納の確認がとれない場合は、領収書等が必要になることがあります。 ※発行日より3か月以内のもの
4	<input type="checkbox"/> 住民票 ※新宿区外 (東京都内に限る) に営業の本拠があり、新宿区内に1年以上お住まいの方のみ必要	※個人番号の記載があるものは不可 ※発行日より3か月以内のもの ※住所が1年以上区内にあることがわかるもの ※共同名義・連帯債務の場合は各人分必要
5	<input type="checkbox"/> 所得税確定申告書の全ページのコピー 1部	青色申告決算書、収支内訳等付属書類のあるもの ※電子申告をしている方は、「所得税のメール詳細 (又は受信通知)」をあわせて添付 ※書面申告をしている方は、税務署へ確定申告提出時に配布されるリーフレット (申告書等を収受した日付等が印字されたもの) をあわせて添付 (12ページQ&AのA3も参照) ※直近の1期分まで可 ※共同名義・連帯債務の場合は各人分必要
6	<input type="checkbox"/> 見積書のコピー ※資金使途に設備資金を含む場合のみ、有効期間内の見積書が必要	※宛名が個人事業主の氏名でないものは不可 ※請求書、契約書でも可 ※有効期間の記載がない場合、発行日から1か月間とする ※支払済のものは融資対象外

※個人事業主の確定申告書等に個人番号の記載があるものは、マスキングの上ご提出ください。
※既存債務の借り換えが複数の金融機関にわたる場合は、借換同意書・借換依頼書が必要になります。
※NPO法人の場合は、産業振興課にお問い合わせください。

※以下の資金については上記書類のほか別途必要書類がありますのでご注意ください。

●債務一本化資金 別途必要書類

法人		
チェック	提出書類	備考
8	<input type="checkbox"/> 借換依頼書 (原本及びコピー各1通) (東京信用保証協会所定の用紙)	他行の分も含め一本化 (借換) する場合のみ
9	<input type="checkbox"/> 借換同意書 (原本及びコピー各1通) (東京信用保証協会所定の用紙)	

個人		
チェック	提出書類	備考
7	<input type="checkbox"/> 借換依頼書 (原本及びコピー各1通) (東京信用保証協会所定の用紙)	他行の分も含め一本化 (借換) 場合のみ
8	<input type="checkbox"/> 借換同意書 (原本及びコピー各1通) (東京信用保証協会所定の用紙)	

●ワーク・ライフ・バランス企業応援資金 別途必要書類

8	<input type="checkbox"/> または	「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」のコピー1部、または「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」のコピー1部	「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」の場合は、新宿区 (男女共同参画課) の受付が確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」のコピー1部	厚生労働省 (東京労働局雇用環境・均等部) の受付が確認できるもの (計画期間が満了しているものを除く)
7	<input type="checkbox"/> または	「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」のコピー1部、または「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」のコピー1部	「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」の場合は、新宿区 (男女共同参画課) の受付が確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」のコピー1部	厚生労働省 (東京労働局雇用環境・均等部) の受付が確認できるもの (計画期間が満了しているものを除く)

※「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」の様式は区役所2階 (子ども家庭課) で配布しています。また、男女共同参画課のホームページからもダウンロードできます。

●地場産業振興資金、店舗改装資金 別途必要書類 ※兼業者のみ

8	<input type="checkbox"/>	最近12か月の業種別に売上構成比のわかる資料 (試算表等)	兼業の場合のみ
7	<input type="checkbox"/>	最近12か月の業種別に売上構成比のわかる資料 (試算表等)	兼業の場合のみ

※「最近」の起算は面談日の属する月の前月または前々月からとします。

●情報技術活用促進資金 別途必要書類

8	<input type="checkbox"/>	情報技術活用促進計画書	産業振興課にて配布 ※新宿区 HP からダウンロード可
7	<input type="checkbox"/>	情報技術活用促進計画書	産業振興課にて配布 ※新宿区 HP からダウンロード可

●環境保全資金 別途必要書類

※対象者(1) (P.4 参照) として申請する場合

8	<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギー電力等への切り替えが確認できるもの	電気需給契約書の写し等
7	<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギー電力等への切り替えが確認できるもの	電気需給契約書の写し等

※対象者(2) (P.4 参照) として申請する場合

8	<input type="checkbox"/>	Jクレジット取引が確認できるもの	Jクレジット登録簿システムの画面の写し等
7	<input type="checkbox"/>	Jクレジット取引が確認できるもの	Jクレジット登録簿システムの画面の写し等

●経営応援資金 別途必要書類

8	<input type="checkbox"/>	経営応援資金融資申請書	産業振興課にて配布 ※新宿区 HP からダウンロード可
9	<input type="checkbox"/>	売上高で比較する場合	次のうちのいずれか1点 ①試算表 (月別売上が判断可能なもの) ②総勘定元帳の売上欄の原本またはコピー ③法人概況説明書 ④得意先別の明細のある月別売上資料 (書類は返却します)
	<input type="checkbox"/>	営業利益で比較する場合	試算表 (月別営業利益が判断可能なもの) (書類は返却します)
7	<input type="checkbox"/>	経営応援資金融資申請書	産業振興課にて配布 ※新宿区 HP からダウンロード可
8	<input type="checkbox"/>	売上高で比較する場合	次のうちのいずれか1点 ①試算表 (月別売上が判断可能なもの) ②売上帳等の原本またはコピー ③売上伝票及び売上集計伝票 ④現金出納帳等のその他月別売上が判断できる資料 (書類は返却します)
	<input type="checkbox"/>	営業利益で比較する場合	次のうちのいずれか1点 ①試算表 (月別営業利益が判断可能なもの) ②月別売上、仕入、営業経費の分かる帳簿等 (書類は返却します)

●商店会共同事業資金、魅力ある商店街づくり資金、中小企業団体事業資金

別途必要書類として、専用の紹介申込書 (本パンフレット添付のものとは異なります) など、新宿区所定の書類が必要になります。(産業振興課で配布しています) 書類の詳細については産業振興課にお問い合わせください。

4 住民税の納税証明年度表 (証明年度と納付確認期間)

住民税の納税証明書は、代表者 (事業主) のお住まいの区役所等が発行します。発行から3ヶ月以内、かつ以下の納付が確認できるものをご用意ください。

【普通徴収の方】	申込月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
証明年度		令和7年度						令和8年度						
納付確認期間		第4期まで			第1期まで			第2期まで			第3期まで			第4期まで

【特別徴収の方】	申込月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
証明年度		令和7年度						令和8年度					
納付確認期間		最新の納期まで						最新の納期まで					

※住民税は当該年度の前年の所得から算出されます。例：令和8年度分は令和7年1月～12月の所得から算出

5 制度融資取扱金融機関一覧

(下記の金融機関よりお選びください、なお所在地及び電話番号は令和8年4月1日時点のものです。)

銀行

金融機関名	支店名	所在地	電話番号
みずほ銀行	飯田橋	下宮比町 2-1	03-3269-5211
	池袋	豊島区東池袋 1-18-1	03-3983-7221
	市ヶ谷	千代田区五番町 2-23	03-3234-2721
	江戸川橋	文京区関口 1-21-10	03-3269-2211
	麹町	千代田区麹町 3-2	03-3265-8181
	新宿	新宿 3-25-1	03-3354-0111
	新宿新都心	西新宿 1-25-1	03-3345-1221
	新宿中央	新宿 3-4-1	03-3356-4111
	新宿西口	西新宿 1-25-1 (新宿新都心支店内)	03-3342-2211
	新宿南口	西新宿 1-25-1 (新宿新都心支店内)	03-3344-6111
	渋谷中央	渋谷区宇田川町 23-3	03-3462-0311
	高田馬場	高田馬場 3-3-6	03-3362-6211
	中井	中落合 1-16-2	03-3951-9141
	四谷	四谷 3-3-1	03-3351-6151
早稲田	馬場下町 11-1	03-3204-0211	
三井住友銀行	飯田橋	揚場町 1-18	03-3267-4011
	麹町	千代田区麹町 6-6-2	03-3230-0701
	新宿	新宿 3-24-1 3階・4階	03-3356-5201
	新宿通	新宿 3-24-1 3階・4階	03-3356-4344
	新宿西口	西新宿 1-7-1	03-3343-0412
	高田馬場	高田馬場 1-27-7	03-3208-5630
三菱UFJ銀行	飯田橋	神楽坂 3-7	03-3268-4131
	江戸川橋	神楽坂 3-7	03-3260-8111
	大久保	西新宿 1-6-1	03-3342-4140
	神楽坂	神楽坂 3-7	03-3260-8251
	新宿	新宿 3-30-18	03-3341-9181
	新宿新都心	西新宿 1-6-1	03-3342-3251
	新宿中央	西新宿 1-6-1	03-3342-6511
	新宿通	新宿 3-30-18	03-3352-4111
	新宿西	西新宿 1-6-1	03-3346-1233
	高田馬場	高田馬場 3-2-3	03-3360-0331
	高田馬場駅前	高田馬場 3-2-3	03-3360-0399
	西新宿	西新宿 1-6-1	03-3346-2731
	四谷	四谷 1-6-1	03-3353-0171
	四谷三丁目	四谷 1-6-1	03-3357-1511
りそな銀行	神楽坂	神楽坂 6-70	03-3269-0161
	新宿	新宿 3-2-1	03-3356-3232
	新都心営業部	西新宿 6-12-1	03-5323-3351
	早稲田	西早稲田 1-16-4	03-3203-0131
きらやか銀行	東京	西新宿 7-21-3 6階	03-3365-1131
群馬銀行	四谷	中央区日本橋 2-3-21 群馬ビル 2F	03-3271-2022
静岡銀行	新宿	西新宿 6-3-1-9階	03-6279-0591
千葉銀行	新宿	西新宿 2-4-1	03-3344-1661
北陸銀行	新宿	西新宿 7-20-3	03-5389-7111
	渋谷	渋谷区渋谷 3-10-13	03-3486-5250
	白山	文京区西片 1-17-8-8階	03-3816-5751
東邦銀行	新宿	西新宿 7-4-3	03-3365-0461
東日本銀行	青山	渋谷区桜丘町 9-8 1階	03-3461-6116
	新宿	新宿 1-8-5 8階	03-3351-6101
	高田馬場	新宿 1-8-5 8階	03-3351-6101
きらぼし銀行	新宿本店営業部	新宿区西新宿 1-24-1-9階 (新宿支社内)	03-6258-1895
	東新宿		
	西大久保		
	新代々木		
山梨中央銀行	新宿	西新宿 1-24-1 2階	03-3342-2231
阿波銀行	代々木	渋谷区千駄ヶ谷 5-23-5	03-5315-0664

信用金庫

金融機関名	支店名	所在地	電話番号
興産信用金庫	飯田橋	千代田区飯田橋 1-7-10	03-3264-4031
	市ヶ谷	千代田区五番町 5	03-3234-3211
	新宿	若松町 25-22 1階	03-3204-1330
	雑司が谷	豊島区目白 2-16-19	03-3982-5031
西京信用金庫	西新宿	西新宿 5-4-7	03-3374-4300
	東中野	中野区東中野 3-8-9	03-3369-6151
	本店営業部	新宿 4-3-20	03-3356-7111
	原宿	渋谷区神宮前 2-32-3-2階	03-6438-9731
さわやか信用金庫	牛込	神楽坂 6-38	03-3260-0241
	新宿西	渋谷区本町 3-43-3	03-3376-9111
	新宿	戸山 2-33-109	03-3204-1271
城南信用金庫	四谷	四谷 3-5	03-3351-4186
	九段	千代田区神田神保町 3-1	03-3265-0631
	青山	港区北青山 2-12-14	03-3401-2131
	中野	中野区中央 5-16-1	03-3381-7136
城北信用金庫	落合	西落合 3-1-5	03-3954-1151
	北新宿	北新宿 1-8-18	03-3371-1271
昭和信用金庫	新宿	西新宿 1-3-7	03-3342-3821
	水道	新小川町 7-10	03-5579-8435
楽鴨信用金庫	早稲田	西早稲田 3-13-5	03-3203-5111
	飯田橋	新小川町 1-8	03-3269-5711
西武信用金庫	北新宿	中野区東中野 5-3-5	03-3368-0171
	新江古田	西落合 4-25-8	03-5988-5651
	千駄ヶ谷	渋谷区千駄ヶ谷 5-18-18	03-3341-4101
	高田馬場	中野区東中野 5-3-5	03-3368-0171
	日テレ通り	港区西新橋 2-14-1 (丸ノ門支店内)	03-3580-2677
	東中野	中野区東中野 5-3-5	03-3368-0171
	本町通	中野区中央 3-1-1	03-3362-1231
	本店	中野区中野 2-29-10	03-3384-6111
	薬師駅前	中野区上高田 3-18	03-3386-2181
	幡ヶ谷	渋谷区本町 6-36-5	03-3376-3321
	江戸川橋	山吹町 269-3	03-3268-6161
	椎名町	豊島区南長崎 3-2-14	03-3953-4611
	新宿	歌舞伎町 1-1-15	03-3200-0151
	高田馬場	高田馬場 3-2-1	03-3363-0711
東京信用金庫	中井駅前	上落合 2-22-23	03-3361-4185
	中野坂上	中野区中央 2-2-2	03-3363-6121
	東長崎	豊島区南長崎 5-28-4	03-3952-3151
	新宿	新宿 2-18-3	03-3356-6711
	西落合	西落合 2-10-1	03-5996-2711
	本店	高田馬場 2-17-3	03-3200-7121
東京三協信用金庫	早稲田	西早稲田 1-9-18	03-3204-2211
	牛込柳町	市谷柳町 25	03-3260-5171
	江戸川橋	山吹町 347	03-3235-2971
	神楽坂	岩戸町 2	03-3267-1311
	高田馬場	高田馬場 3-24-1	03-3363-7721
	中野	中野区本町 3-11-7	03-3372-5421
東京東信用金庫	四谷	四谷 1-19-2	03-3359-8631
芝信用金庫	法人営業センター	港区新橋 6-23-1	03-3432-3336
	沼袋	中野区沼袋 4-31-9	03-3389-2411

信用組合

全東栄信用組合	渋谷本町	渋谷区本町 4-18-1	03-3372-5411
	東長崎	豊島区南長崎 5-10-14	03-3951-9111
	神楽坂	神楽坂 5-6	03-3269-3111
	本店営業部	四谷 2-13	03-3359-3781
第一勧業信用組合	目白	下落合 3-12-18	03-3953-4411
	千駄ヶ谷	渋谷区千駄ヶ谷 4-22-2	03-3497-9371
	新宿	新宿 5-1-1	03-3356-2151
大東京信用組合	本店	西新宿 6-2-18	03-3342-2411
東京厚生信用組合	江戸川橋	山吹町 366-1	03-3269-7621
中ノ郷信用組合	本店	千代田区神田神保町 1-101 1階	03-3292-2711
文化産業信用組合	本店営業部	歌舞伎町 2-32-9	03-3208-5101
あすか信用組合	本店営業部	歌舞伎町 2-32-9	03-3208-5101

株式会社商工組合中央金庫法に基づく特殊会社

商工組合中央金庫	新宿	西新宿 6-11-3 3階	03-3340-1551
----------	----	---------------	--------------

※中小企業団体事業資金は、商工組合中央金庫での取り扱いとなります。

6 新宿区制度融資に関する Q&A

Q1 店舗、工場、または倉庫が新宿区内にありますが、本店登記は新宿区外にあります。または、本店登記は新宿区内にあり、新宿区で事業税を納めていますが、実際の営業の本拠は新宿区外にあります。申込みの対象になりますか？

A1 どちらも対象外となります。
制度融資の利用要件は、法人の場合、区内に本店登記があり、区内で同一事業を引き続き1年以上行っている企業に限ります。営業の本拠地が新宿区外にある場合は申込みできません。
※ただし、個人事業主は、区内に1年以上お住まいで、東京都内に営業の本拠地がある場合、申込みの対象となります。

Q2 本店登記も実際の営業本拠も新宿区内ですが、所在地が異なります。この場合は申込みの対象になりますか？

A2 対象外となります。
本店登記と本店が同一所在地でなければ、新宿区内であっても申込みの対象になりません。

Q3 確定申告の書面申告をしました。提出時に希望者へ配布されるリーフレットをもらっていないのですが、別の書類で代用できますか？

A3 代用できます。
納税証明書により申告事実を確認します。税務署で発行される「納税証明書その2」(所得金額の証明)をご提出ください。

Q4 新宿区制度融資を申込み場合、東京信用保証協会の利用は必須ですか？

A4 一部を除き、必須ではありません。
東京信用保証協会を含め、新宿区制度融資利用時の保証・担保は金融機関との協議によって決めていただいています。保証や担保を付けずに融資を受けていただくことも可能です。(小規模企業特例資金(小口)は東京信用保証協会の利用が必須)

Q5 信用保証料補助を受けるためには、手続きが必要ですか？

A5 融資実行後、産業振興課の窓口での手続きが必要です。
詳細についてはP.8「信用保証料補助について」をご確認ください。

Q6 個人で1年以上同一事業を行った後、法人成りしました。法人成りからは1年未満ですが、制度融資を申し込むことはできますか？

A6 個人の債務を法人が引き継ぎ、かつ事業の継続性を確認できれば制度融資を申し込むことができます。
9ページ～10ページに記載の書類のほか、債務引受書や開業届の写し等の提出を求めることがあります。法人から個人成りした場合も同様です。

Q7 東京都の制度融資を利用していますが、新宿区の債務一本化資金は利用できますか？

A7 利用できません。
債務一本化資金により一本化できるのは新宿区の制度融資のみとなっています。この他にも対象となるための条件が決められています。詳しくは2ページの融資の対象者をご覧ください。

経営相談のご案内 (予約制、当日予約不可)

経営相談員(中小企業診断士)が、区の制度融資の相談のほか、経営上のさまざまな課題について、無料で相談に応じています。相談内容に応じて専門家を派遣し、専門領域の課題解決を支援します。お気軽にご相談ください。



経営相談の詳細

予約先：電話予約 産業振興課 **03-3344-0702** オンライン予約



面談場所：新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿(区立産業会館)4階 産業振興課(新宿区役所本庁舎ではありません。)
オンライン(Teams)での面談も可能です。

面談日時：月～金曜日(祝日等を除く)9時～12時、13時～16時(面談は1時間です)

記入例

新宿区制度融資紹介申込書

区受付欄

申込年月日 R8年4月1日

登録番号 紹介番号 資金種別 企業形態

フリガナ カ ビズコムテン

事業所名 (株) ビズ工務店

フリガナ シンジユク ハナコ

代表者名 新宿 花子

事業所住所 新宿区 西新宿6-8-2

代表者住所 新宿区歌舞伎町1-4-1

業種 建設業

主な事業内容 建設業

主な仕入先 (株) 美因

主な販売先 一般客

年・月	売上高	年・月	売上高	年・月	売上高
R8・3	13,000 千円	R7・11	19,867 千円	R7・7	17,623 千円
R8・2	12,345 千円	R7・10	15,987 千円	R7・6	9,735 千円
R8・1	15,650 千円	R7・9	11,511 千円	R7・5	10,500 千円
R7・12	11,357 千円	R7・8	12,689 千円	R7・4	11,230 千円

※1 申込月の前月または前々月からさかのぼって12カ月の売上高を記入してください。

借入先	借入元金残高	毎月元金返済額	保証協会・担保
戸塚信用金庫	15,000 千円	350 千円	保証協会・担保 保証人 土地
柏木信用金庫	969 千円	100 千円	保証協会
笹岡町銀行	10,010 千円	200 千円	保証人
借入元金残高合計	25,979 千円		
毎月元金返済額合計		650 千円	

借入希望金額 (①+②+③) 20,000 千円

内訳金額及び具体的な理由
建設資材の仕入れ資金
9,000千円
外注費 1,000千円
既存債務返済 (③) (区の担当者が記入します)
・10,000千円 紹介番号 (5△△○○○○)

借入希望期間 6年0か月 (据置6か月含む)

借入希望金融機関 笹岡町信用金庫 本店
信用組合 西新宿 支店
商工組合中央金庫

法人名
(個人事業主は
屋号を記入)

申込日時点の
残高を記入
(本数が多い
場合は金融機
関ごとにまと
めて記入)

保証協会付き
は「保証協会」
と記入

左記最近12か月の
売上高と合計
が一致している
こと

上記の1年前(申込
月の13か月前~24
か月前)の合計

据置期間"0"
なら"0"と記入

記入上の注意点

1. 申込年月日時点の内容をご記入ください。
2. 赤の太線部分について記入誤りがあった場合は、正しい内容で再度作成ください。



区受付欄

申込年月日 年 月 日

登録番号 紹介番号 資金種別 企業形態

フリガナ

事業所名

フリガナ

代表者名

事業所住所

代表者住所

業種

主な事業内容

主な仕入先

主な販売先

年・月	売上高	年・月	売上高	年・月	売上高
・	千円	・	千円	・	千円
・	千円	・	千円	・	千円
・	千円	・	千円	・	千円
・	千円	・	千円	・	千円

※1 申込月の前月または前々月からさかのぼって12カ月の売上高を記入してください。

借入先	借入元金残高	毎月元金返済額	保証協会・担保
	千円	千円	
	千円	千円	
	千円	千円	
	千円	千円	
	千円	千円	
借入元金残高合計	千円		
毎月元金返済額合計		千円	

借入希望金額 千円

内訳金額及び具体的な理由

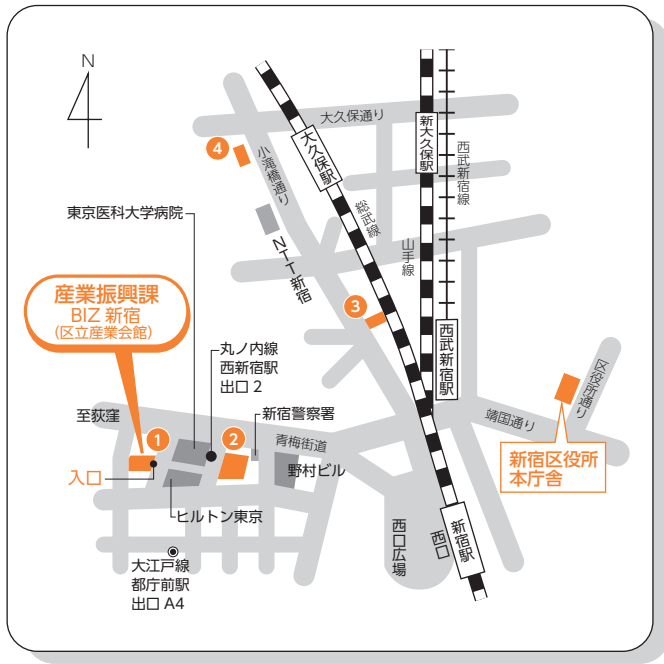
借入希望期間 年 月 (据置 月 含む)

借入希望金融機関 銀行 本店
信用金庫 支店
信用組合 支店
商工組合中央金庫

相談員名

- 注意
1. 借入希望金額、借入希望期間、借入希望金融機関について記入誤りがあった場合は原則、正しい内容で再度作成ください。(修正液等は不可)
 2. 太線の枠内は記入しないでください。

産業振興課及び関係機関案内図



1 新宿区文化観光産業部産業振興課

西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 (区立産業会館) 4 階
 TEL 03-3344-0702 FAX 03-3344-0221
 受付時間: 8時30分~17時 (土日・祝日・年末年始を除く)

面談場所はここからです

2 東京信用保証協会 新宿支店

西新宿 6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル 3 階
 TEL 03-3344-2251

3 新宿都税事務所

西新宿 7-5-8 TEL 03-3369-7151

4 東京法務局 新宿出張所

北新宿 1-8-22 TEL 03-3363-7385

パンフレット配布場所のご案内

配布場所	所在地	電話番号
産業振興課	西新宿 6-8-2	03-3344-0702
区政情報センター	歌舞伎町1-4-1(本庁舎1階)	03-5273-4182
文化観光課	歌舞伎町1-5-1(第1分庁舎6階)	03-5273-4069
四谷特別出張所	内藤町 87	03-3354-6171
笹塚特別出張所	笹塚町 15	03-3260-1911
榎町特別出張所	早稲田町 85	03-3202-2461
若松町特別出張所	若松町 12-6	03-3202-1361

配布場所	所在地	電話番号
大久保特別出張所	大久保 2-12-7	03-3209-8651
戸塚特別出張所	高田馬場 2-18-1	03-3209-8551
落合第一特別出張所	下落合 4-6-7	03-3951-9196
落合第二特別出張所	中落合 4-17-13	03-3951-9177
柏木特別出張所	北新宿 2-3-7	03-3363-3641
角筈特別出張所	西新宿 4-33-7	03-3377-4381

新宿区制度融資以外の事業者向け相談窓口のご案内 ※詳しい内容は各機関にお問い合わせください。

相談窓口	所在地	電話番号	主な相談(業務)内容
東京都産業労働局金融部金融課	西新宿 2-8-1 第一本庁舎 19 階北側	03-5320-4877	東京都制度融資に関するお問い合わせ
日本政策金融公庫 新宿支店	国民生活事業 西新宿 1-14-9 2 階	融資の申請について	03-3342-4171
		融資に関する一般的な質問	0120-154-505
	中小企業事業 同上 7 階	03-3343-1261	中小企業に対する事業資金の融資に関する相談
(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課	千代田区神田佐久間町 1-9 4 階	03-3251-7881	
東京商工会議所新宿支部	西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4 階	03-3345-3290	窓口経営相談(経営、法律、税務等)、マル経融資に関する相談

新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先	所在地	電話番号
新宿区 子ども家庭部 男女共同参画課	荒木町 16 区立男女共同参画推進センター (ウィズ新宿)	03-3341-0801